

# 農業農村整備事業の推進や 発注者業務等の支援を行います

## 積算システム・設計積算参考資料作成の支援

### 「標準積算システムVer.3とは」

農林水産省土地改良工事標準積算基準に準拠した、土木工事・施設機械・業務（調査・測量・設計）・用地業務など、発注に係る予定価格根拠資料（積算書）を作成するシステムです。

【標準積算システムVer.3データの流れ】



### 「標準積算システムの支援内容」

1. 積算に関する情報の提供
2. システム運用研修会の開催
3. メンテナンスや操作等の支援

水土里ネットワーク鹿児島では、市町村や土地改良区等の積算担当者を対象に、システム運用研修会を開催しております。

研修会では、標準積算システムの運用を円滑に進めるための運用手順や積算書作成手順の説明を行うとともに、標準積算システムに必要な情報提供を行っております。



システム運用研修会

### 「設計積算参考資料作成とは」

農業農村整備事業全般で積算システムにより、施工に必要な積算参考資料を作成することです。

## 災害復旧への市町村支援

県及び水土里ネットワーク鹿児島では「県農村災害支援協議会」を設立し、協議会に加入している市町村に対し、大規模災害時の農地及び農業施設等の災害復旧事業、並びに防災・減災に向けた農業用施設等の維持管理活動など、要請に応じて農村災害復旧技術者の紹介を行っております。

また、農村災害復旧技術者育成のための講習会を開催するなど、資格取得や技術力向上を支援しております。

- 鹿児島県農村災害支援協議会  
加入市町村数：18市町村
- 農村災害復旧技術者  
登録者数：県内134名  
(うち水土里ネットワーク職員51名)  
令和2年4月1日現在

※不測の事態に備え、協議会への加入をお勧めします。

## 農業農村整備事業発注者支援機関

水土里ネットワーク鹿児島は、「品確法」に定める発注関係事務を公正・適切に支援できる機関として、国と県で組織される九州農政局管内農業農村整備事業に係る公共事業の品質確保に関する協議会により「農業農村整備事業発注者支援機関」に認定されています。

また、水土里ネットワーク鹿児島には、現在69名の技術者が在籍しており、そのうち20名については、総合評価落札方式などの技術審査補助や検査補助に携わることができます。

【品確法に基づいた支援内容】

区分	内容
設計・積算補助	設計図書（仕様書、図面等）の作成 積算書の作成（積算、積算参考資料）
技術審査補助	総合評価方式等への入選・契約方法の確定 技術資料の審査業務
監督補助	工事の監督 工事中の施工段階確認、施工状況、体制の評価
検査補助	中間技術・概算部分、完成時の検査 施工者、担当技術者の評価

## 〔参考〕農地中間管理機構関連事業について

### ■農地中間管理機構関連農地整備事業

土地改良法の一部改正（平成29年5月）により、農地中間管理機構が借り受けた農地について、**農業者からの申請によらず、県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を実施する事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）が創設されました。**

ただし、事業を実施する場合、以下の一定の要件があります。

#### ①面積要件

- 一定規模以上の面的まとまりがあること
  - ・各団地の農地の面積（連担化した農地）  
平場：1ha以上  
中山間：0.5ha以上
  - ・事業実施範囲（連担化した農地の合計）  
平場：10ha以上  
中山間：5ha以上

#### ③担い手への集団化要件

- 担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
  - ・事業完了後、5年以内に担い手への農地集団化率8割以上

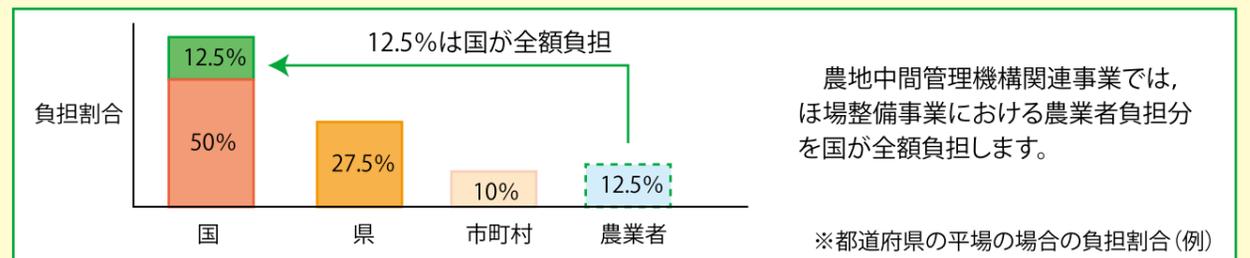
#### ②中間管理権の設定期間

- 借入期間が基盤整備事業開始から相当期間あること
  - ・農地中間管理権の設定期間は事業計画の公告日から15年以上

#### ④収益性要件

- 事業実施区域の収益性が相当程度向上すること
  - ・事業完了後、5年以内（果樹の場合10年以内）の事業対象地域の販売額が20%以上向上。  
または、生産コストが20%以上削減

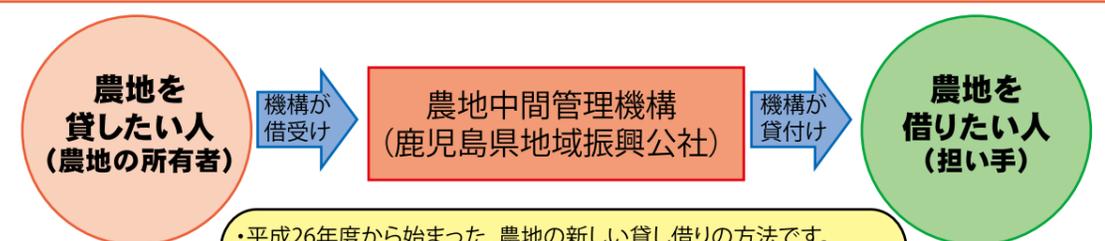
### ●費用負担について



### ■農地中間管理事業

農地中間管理事業は、農地中間管理機構（鹿児島県地域振興公社）が地域内の分散した農用地等を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう貸し付ける事業です。

税の軽減措置や安定した営農など、「貸し手」と「借り手」の双方にメリットのある事業です。



- ・平成26年度から始まった、農地の新しい貸し借りの方法です。
- ・機構（県公社）が各市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。
- ・借地料は、機構（県公社）が徴収・支払を行います。
- ・農地は、契約終了後、必ず所有者へ返還されます。



問い合わせは、総務部管理課・水土里情報センターまたは最寄りの事務所・支部まで